

概 要

被災者の「急性呼吸不全」による死亡は、業務上疾病である「じん肺症」によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和○年○月から平成○年○月までトンネル工事現場において掘削業務に従事し、平成○年○月○日「じん肺症」管理区分 4 として認定され治療を続けていたが、平成○年○月○日「急性呼吸不全」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は「じん肺」によるとし、遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。
不支給決定の理由となった医師の所見が妥当とは思われなかったため遺族補償給付及び葬祭料を不支給とした監督署長の処分には不服である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 主治医意見書によると、「平成○年○月○日息苦しさを主訴に受診。感染合併による症状増悪し入院して治療を開始したが、○月○日の夕食を誤嚥し、「嚥下性肺炎」となる。翌日早朝呼吸停止の後死亡した。原因として痰がつまったことによる、「急性呼吸不全」と考えられた。「じん肺」と死亡との因果関係について嚥下性肺炎を起こした直接の原因が「じん肺」という訳ではないが、「じん肺」は肺炎の経過に悪い影響を及ぼしていたと考えられる。」とされている。
- (2) 地方労災医員意見書によると、「「じん肺」と死亡との因果関係について食事の誤嚥による「嚥下性肺炎」による「急性呼吸不全」が死亡原因であり、「じん肺」とは関係はない。また、既往症として逆流性食道炎、前立腺肥大、湿疹があるが、これらと「じん肺」、「嚥下性肺炎」、「急性呼吸不全」とは関係がない。」と記載されている。
- (3) 以上のことから、平成○年○月○日の入院は、直ちに死亡に至る状態ではなく、死亡の原因としては○月○日の夕食の誤嚥が原因で「嚥下性肺炎」を発症し治療中に痰が詰まったことによる「急性呼吸不全」が直接の原因であると認められる。よって「じん肺」が「嚥下性肺炎」と比して死亡の有力な原因となっているとは認められない。
したがって、本件は業務上の事由であるじん肺により死亡したものと認められない。

4 審査官の判断

被災者は、昭和○年○月から平成○年○月までの約○年間トンネル工事現場で掘削業務の粉じん業務に従事し、○会社を最終粉じん職場とし、症状確認日である平成○年○月○日、疾病名「じん肺」管理区分「管理 4 イ PR3 F(++)」の決定を受け労災による療養を続けていたが、平成○年○月○日入院先の○病院で、前日の夕食を誤嚥したことによる「嚥下性肺炎」から痰を詰まらせたことによる「急性呼吸不全」で死亡したものである。

死亡とじん肺との因果関係について、鑑定医は「胸部 X 線所見は PR3 3/3、F++ 管理 4 に認定されている。また、肺高血圧症を合併、肺性心の治療も行われている。O₂ 5 L/分 H_{OT} 施行中であつた。感染を合併し呼吸困難増強のため入院中に嚥下性肺炎も併発した。最後は喀痰排出困難の呼吸不全死であるが、その原因はじん肺による肺機能低下が大きな原因と思われる」との意見であつた。

じん肺による肺機能低下、それによる肺性心が原因で長期入院中であり、体力低下も起こり嚥下機能も悪くなった。今回の出来事は全てじん肺が大きく関与していたと考えられ「死亡とじん肺の因果関係はあり」とする鑑定医の鑑定書が妥当な見解であると判断される。

以上のことから、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料の不支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。